

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十九日

文部科学大臣 盛山 正仁

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五十七条 「略」</p>	<p>第五十七条 「同上」 「項を加える。」</p>
<p>2 学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席した児童について前項の成績評価を行うに当たっては、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該児童が欠席中に行つた学習の成果を考慮することができる。</p>	<p>「項を加える。」</p>
<p>2 第三十条 高等学校においては、第四十条第一項において準用する第五十七条第一項（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。</p>	<p>2 第三十条 高等学校においては、第四十条第一項において準用する第五十七条（各学年の課程の修了に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、学年による教育課程の区分を設けないことができる。</p>
<p>2 第四十条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。</p>	<p>2 第四十条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。</p>
<p>2・3 「略」</p> <p>2 第三十条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第四十条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>2・3 「同上」</p> <p>2 第三十条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）、第七十八条の二、第八十二条、第九十一条、第九十四条及び第百条の三の規定は、中等教育学校に準用する。この場合において、同条中「第四十条第一項」とあるのは、「第百十三条第一項」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 第五十七条第二項、第七十七条の二及び第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。</p> <p>3 「略」</p>	<p>2 第七十七条の二及び第七十八条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。</p> <p>3 「同上」</p>

第三百三十五条 「略」

2 第五十六条の五から第五十八条まで（第五十七条第二

項を除く。）第六十四条及び第八十九条の規定は、特

3 別支援学校の小学部、中学部及び高等部に準用する。

4 第三十五条、第五十条第二項、第五十三条及び第五十

5 七条第二項の規定は、特別支援学校の小学部に準用する。

6 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第

7 七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条

の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

8 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第

9 七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条

の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

10 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第

11 七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条

の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

12 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第

13 七十条、第七十一条及び第七十七条の二から第七十八条

の二までの規定は、特別支援学校の中学部に準用する。

14 第三十五条、第五十条第二項、第五十七条第二項、第

得の認定の有無」と、同条第六項中「第二百五条」とある

の「第二百五条」と、同条第六項中「第二百五条」と読み

替えるものとする。

第三百三十五条 「同上」

2 第五十六条の五から第五十八条まで、第六十四条及び

3 第八十九条の規定は、特別支援学校の小学部、中学部及

4 び高等部に準用する。

5 第三十五条、第五十条第二項及び第五十三条の規定は

6 特別支援学校の小学部に準用する。

7 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条

8 及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、

9 特別支援学校の中学部に準用する。

10 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条

11 及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、

12 特別支援学校の中学部に準用する。

13 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条

14 及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、

15 特別支援学校の中学部に準用する。

16 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条

17 及び第七十七条の二から第七十八条の二までの規定は、

18 特別支援学校の中学部に準用する。

19 第三十五条、第五十条第二項、第七十条、第七十一条

の「第二百五条」と、同条第六項中「第二百五条」とある

の「第二百五条」と、同条第六項中「第二百五条」と読み

替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。